

平成 27 年 8 月 19 日

長野市廃棄物減量等推進審議会

会長 富所 五郎 様

一般廃棄物処理手数料（し尿を除く）改定専門部会

部会長 松本 明人

一般廃棄物処理手数料（し尿を除く）改定専門部会における
意見及び審議経過について（報告）

このことについて、専門部会としての意見等を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 専門部会における検証結果及び意見

一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）の改定については、別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

2 審議経過

(1) 第 1 回専門部会

ア 開催日時

平成 27 年 6 月 9 日（火） 9:28～11:30 長野市役所第一庁舎 第一委員会室

イ 部会名称について

「一般廃棄物処理手数料（し尿を除く）改定専門部会」に決定

ウ 部会長選出について

松本明人委員を部会長に選出

エ 生活雑排水処理手数料の利用者負担の在り方について、主な質問等

a 収集経費の内、長野市の補助割合が他市と比較して高いが、その理由は。

本補助制度は昭和 59 年の施行である。制定根拠は不明だが、より利用者負担を抑えることで、適切な清掃を促すという趣旨から補助割合を 6 割にしたと思われる。

b 公共下水道に接続するための工事費用は。

し尿を含む生活雑排水の平均工事費用は、約 85 万円である。

c 下水道利用者の負担額と、簡易浄化槽利用者の負担額とに差があるのか。

前回の料金改定時には、下水道使用料との均衡を考慮した上で、簡易浄化槽利用世帯の利用者負担額を決定した。

d 水洗促進対象となっている世帯の接続しない理由を調べることはできないのか。

収集が委託制であれば、未水洗理由や世帯状況等がある程度把握できると思うが、現在は許可制のため、実態がよくわからない。一方、上下水道局では戸別訪問して情報収集しているが、公営企業としての業務で行っているため、個人情報に関するデータ提供を安易に求めることができない部分もある。

(2) 第 2 回専門部会

ア 開催日時

平成 27 年 6 月 30 日 (火) 9:25~11:53 長野市役所第一庁舎 第一委員会室

イ 家庭ごみ処理手数料の改定について、主な質問等

(ア) 家庭ごみ処理手数料の改定について

a ごみ処理経費の財源内訳において、家庭ごみ処理手数料は 1 割程度である一方、一般財源が約 7 割を占めているが、この全体的な負担割合はこのままで良いか。

有料化導入の際、ごみ処理手数料として約 1 割をご負担いただくという考えから制度設計した。その結果、負担割合はおおむね 9 % 程度が維持されており、現状としては想定どおりのご負担をいただいている。

b 手数料がかからないプラスチック製容器包装の指定袋に可燃ごみ等を入れるルール違反ごみが多い。その対策についてどう考えるのか。

組成分析調査結果によると、可燃ごみ・不燃ごみへの資源物の混入割合は有料化導入前よりも減少している一方、プラスチック製容器包装への他品目の混

入割合は微増傾向にあるため、ルール違反ごみに対しては、排出者への個別指導も含め、さらなる啓発の充実を図っていききたい。

c プラスチック製容器包装及び剪定枝葉の有料化は考えていないのか。

資源物として排出可能なプラスチック製容器包装及び剪定枝葉については、分別・資源化を促す趣旨から、有料化は考えていない。

(意見・要望)

- ・最終処分場の経費に係る課題もあり、今後はごみ処理経費に対する手数料負担割合も変わってくるかもしれないが、今回の検証結果では、おおむね良好な状況が続いており、料金体系は現状維持で良いと思われる。
- ・プラスチック製容器包装の資源化を促進するほど財政負担が大きくなる。一般財源からの負担を減らしていくためには、事業者に対する包装削減の働きかけや、市民への啓発の実施等、プラスチック製容器包装対策が必要である。

ウ 清掃センター搬入ごみ処理手数料の改定について、主な質問等

(ア) 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装等に係る手数料について

a 過去3年間の平均により不燃ごみの処理原価を算出しているが、平成25年度は不燃残渣を外部搬出したことによって、大幅に処理原価が増額しており、今後3年間も同様な経費がかかることが予想されるが、それについてどう考えるのか。

単年度だと燃料費の高騰などの一時的な影響があり、不燃ごみは全量が市民の持ち込みであり、手数料の大幅な変動は好ましくないことから、従前の考え方にに基づき、過去3年の平均により原価計算している。

(意見・要望)

- ・清掃センターに持ち込むよりも集積所に出すほうが割安ということも誤解のないように周知徹底を図ったほうが良い。

(イ) 一時的に多量に排出されるごみ手数料等について

(意見・要望)

- ・処理原価が上がっている以上、手数料が引き上がることはやむを得ない。

(ウ) 犬、猫等の死体処理手数料について

- a 処理方法やサービス内容にもよるが、市よりも民間事業者のほうが処理料金が
高い状況を鑑みると、廃止までの期間で周知徹底を図るべきではないか。

清掃センターにおける分離焼却は、トラックに積まれた焼却炉で焼却しており、
ペットが家族の一員という感覚から考えると程遠い状況の中で、現在の経費で
済んでいるというところもある。

廃止する方向になれば、民間事業者を利用させていただくことになるので、し
っかりと啓発していく必要がある。

- b 高齢者がペットを亡くした場合、民間事業者が行うサービスを利用できるの
か不安が残る。一般焼却を残すことは可能か。

一般焼却では、ごみピットに直接入れるのではなく、個別にクレーンで焼却
炉へ移動させており、その費用として 500 円をいただいている。長野広域連合
による新焼却施設になった場合にどうするかは今後議論していくが、一般焼却
は可能と思われる。

(意見・要望)

・犬・猫等の死体処理については、平成 30 年度に稼動が予定されている長野広
域連合ごみ焼却施設への移行を機に、分離焼却は平成 30 年度限りで廃止するこ
とが望ましい。

なお、一般焼却は、長野広域連合ごみ焼却施設においても継続するよう要望
されたい。

エ 生活雑排水処理手数料の改定について（事務局提案）

第 1 回専門部会でいただいた意見のほか、以下について提案したい。

・「具体的な補助内容は、手数料の改定に併せて検討すること。」に続け、「公共
下水道の供用開始後 3 年を経過した区域において、補助金を段階的に削減する
激変緩和措置を講じることが望ましい。」の一文を追記すること。

(3) 第 3 回専門部会

ア 開催日時

平成 27 年 7 月 17 日（金） 9:28～11:28 長野市役所第一庁舎 第一委員会室

イ 生活雑排水処理手数料の利用者負担の在り方について、主な質問等

a 許可制から委託制に移行することは、制度的に困難なことなのか。

委託制に移行する場合、手数料の徴収事務に係る予算措置を講じた上で、委託制に移行することは可能と考える。

b 生活保護受給世帯に対する減免措置はあるのか。

し尿に関しては減免措置があるが、生活雑排水に関しては今のところない。利用者の実態把握をした上で、減免措置の対象範囲をどのように設定するのも含め、今後検討していきたい。

c 借家人には公共下水道への接続義務はないとの課題に関して、大家に下水道接続を働きかけるなどといった方向性も検討すべきではないか。

建物の所有者に対する下水道接続については、上下水道局でも対応しているため、いただいたご意見を同局に情報提供する。

ウ 家庭ごみ処理手数料及び清掃センター搬入諸手数料の改定について、主な質問等

a ビニールでコーティングされている紙パックの資源化処理に費用を要すると思うが、紙パックの売却により市は収入を得ているのか。

収集した紙パックは民間の専用処理施設において資源化処理されており、有価で売却している。

b 家庭ごみ処理手数料よりも清掃センター搬入手数料のほうが割高である理由として、集積所への排出を促す目的もあるのか。

家庭ごみは集積所への排出を基本としている。清掃センターへの搬入ごみは、事業所から出る可燃ごみや、引越し等に伴い例外的に家庭から出るごみを想定しているため、国や市の基準に基づき、相応の負担割合を設定している。

(意見・要望)

- ・ごみの減量・資源化を促進する観点から、各家庭において、集積所に出せる程度にごみを減らしていただくよう周知・啓発する必要がある。
- ・ごみを出す際、分別の仕方やプラスチック製容器包装等の汚れの落とし方に悩む場合が多い。手数料だけではなく、ゴミ通信などを通じて、分別に関する良いアイデア等を市民に周知してはどうか。